

テキサス・オクラホマ 安全の手引き

2015年5月
在ヒューストン日本国総領事館

はじめに

海外旅行や国際的なビジネスが活発になり、日本人が海外を訪れる機会が増えるにつれ、生命、身体、財産を脅かす各種犯罪の被害に遭うケースが増えています。また、最近では強盗・誘拐・スリ等の一般犯罪に加え、テロに巻き込まれないような心構えも必要となっています。

このような状況は、在ヒューストン総領事館の管轄地域であるテキサス州及びオクラホマ州の各都市においても決して例外ではありません。特に、テキサス州では、銃器の所持が一般的で、その使用が広く認められており、思わぬ場面で銃撃に巻き込まれる可能性があります。またこれらの州では、ハリケーンや竜巻等が発生しますので、自然災害に備えることも大切です。

この「安全の手引き」は、テキサス州、オクラホマ州に在住の方々及び同地域を旅行される方の安全に資するために、危険回避及び防犯に関して、基本的情報を提供することを目的に作成されたものです。



在留届についてのお願い

「在留届」とは外国での住所や緊急の連絡先、電子メールアドレスなどを届け出ただけのもので、「旅券法」において海外に3か月以上滞在する場合は、大使館・総領事館へ「在留届」を提出することが義務付けられています。いわば、**外国での住民票**のようなものです。

外国に滞在する場合、パスポートさえあれば十分と考えている方が多いのですが、パスポートだけではその方がどこに住んでいるかは分かりません。「在留届」は、**総領事館からの緊急連絡、安否確認、救援活動など、緊急時の連絡を迅速に行うための唯一の手掛かり**となります。

「在留届」はインターネットでも簡単に提出できます(<http://ezairyu.mofa.go.jp>)。詳細につきましては、当館ホームページをご確認いただくか、当館領事部にお問い合わせください(713-652-2977(代表))。テキサス州あるいはオクラホマ州に到着された後、できるだけ早めに手続きいただきますようお願いいたします。

※なお、帰国、転居、家族構成の変更などの場合は、「変更届」の提出を忘れないでください。

【目次】

I. 当地の治安情勢

1. テキサス・オクラホマ州の治安について

- (1) 概要
- (2) 銃器の使用に関する事件

2. 治安に関するデータ

テキサス州
オクラホマ州

II. 日頃の安全対策

1. 防犯の基本的な心構え

2. 防犯対策について

- (1) 住居に関する防犯対策(安全な住居の確保)
- (2) 日常生活において
- (3) 車を使用する上での防犯
- (4) その他犯罪への防犯対策

3. 万一事件・事故に遭遇した場合

- (1) 警察・消防・救急はすべて「911」
- (2) 犯罪被害に遭遇した場合
- (3) 交通事故に遭遇した場合
- (4) 警察に呼び止められる等の状況が発生した場合。
- (5) 困った時は総領事館へ連絡
(コラム: パスポートを盗難・紛失した場合)

III. メキシコ国境周辺都市の安全対策

1. 国境付近の特殊事情

2. 犯罪防止のための留意事項

IV. 大規模災害・テロ対策

1. ハリケーン

- (1) ハリケーンについての基礎知識
- (2) 日頃の準備
- (3) ハリケーンが近づいてきたら
- (4) ハリケーン通過後及び洪水発生時の注意点
(コラム: ハリケーン・アイクの状況)

2. トルネード

- (1) トルネードについての基礎知識
- (2) 警報

- (3) 避難の仕方
- (4) トルネード予報

3. テロ対策

- (1) 情勢と脅威度
- (2) テロに遭遇しないための留意点
- (3) 万一、テロが発生した場合

4. オンライン安否照会システム

IV. その他生活習慣による注意事項

1. 家庭内暴力(DV)

2. 親と子の関係

- (1) 入浴
- (2) 子どもだけによる留守番等
- (3) しつけと児童虐待
- (4) 親権の問題

何かあったらこちらまで！

警察・救急・消防の連絡先

在ヒューストン日本国総領事館連絡先

外務省連作先

I. テキサス・オクラホマ州の治安情勢

1. テキサス・オクラホマ州の治安情勢

(1) 概要

FBI(米連邦捜査局)より発表されている2013年統計によると、テキサス、オクラホマ両州においては、殺人・重傷害、強姦、加重暴行等の凶悪犯罪の発生率が全米平均と同程度もしくはそれ以上となっており、その中でも都市部の犯罪発生率は概して高くなっています。近年の犯罪発生率に大きな変化は見られないものの、日本よりも犯罪発生率は遙かに高く、日頃の生活にも十分な注意が必要です。

(2) 銃器使用に関する事件

テキサス州では州法において、他州と比べても広範な銃器等の使用が認められています。自身の財産の保護だけでなく、強姦、放火、不法侵入、強盗、夜間の窃盗、夜間の器物破壊等にも殺傷武器の使用による防護が認められています。2007年には「キャスル・ドクトリン(自身の身や財産に危険を感じた場合の殺傷能力のある武器使用を正当化する法律)」の範囲を拡大し、身に迫った脅威に対して可能な限り逃げることを義務付けていた条項が撤廃された結果、銃器による事件が多発しています。

銃器等の所持が一般的である当地においては、不測の発砲があり得ることを常に認識し、万一にも発砲対象とされたり、思わぬ場面で銃撃に巻き込まれたりすることのないよう、注意した行動を徹底するようにしましょう。

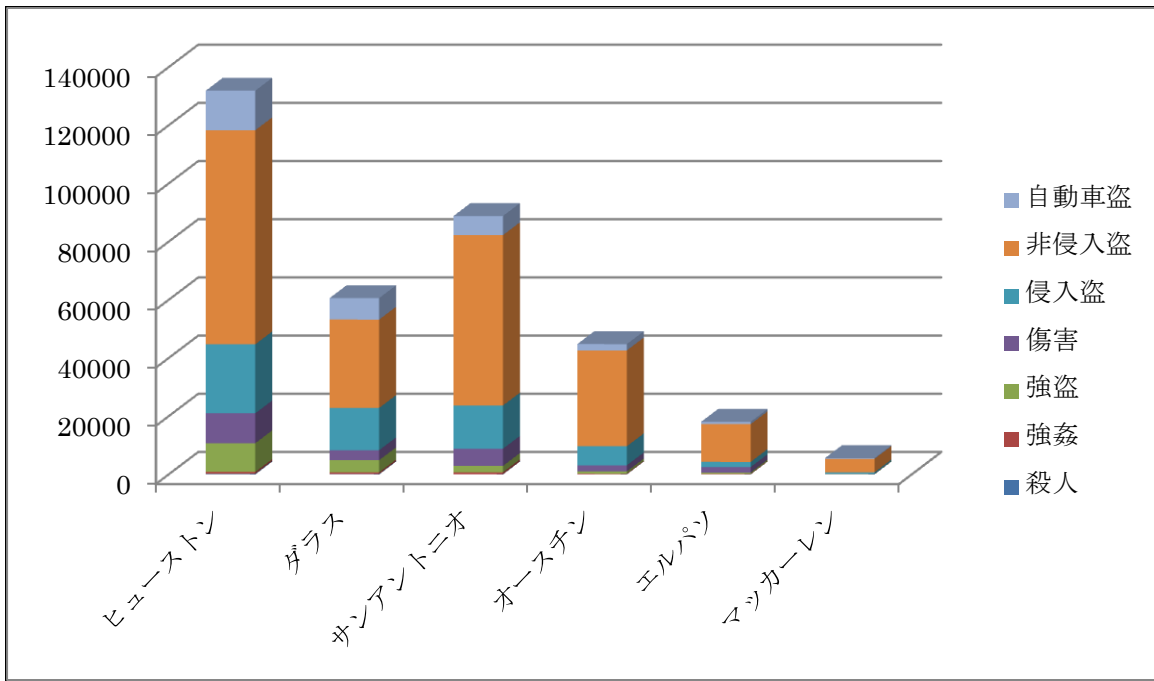
2. 各州の治安状況



テキサス州

	殺人	強姦	強盗	傷害	住居等 侵入等	非侵入等	自動車盗	合計
ヒューストン	214	618	9,891	10,270	23,733	73,591	13,595	131,912
ダラス	143	543	4,202	3,442	14,516	30,374	7,384	60,604
サンアントニオ	72	663	2,192	5,901	14,850	58,567	6,577	88,822
オースチン	26	217	763	2,117	6,550	32,948	2,169	44,790
エルパソ	10	176	457	1,879	1,771	12,993	794	18,080
マッカーレン	2	6	83	80	536	4,652	236	5,595
合計	467	2,223	17,588	23,689	61,956	213,125	30,755	349,803

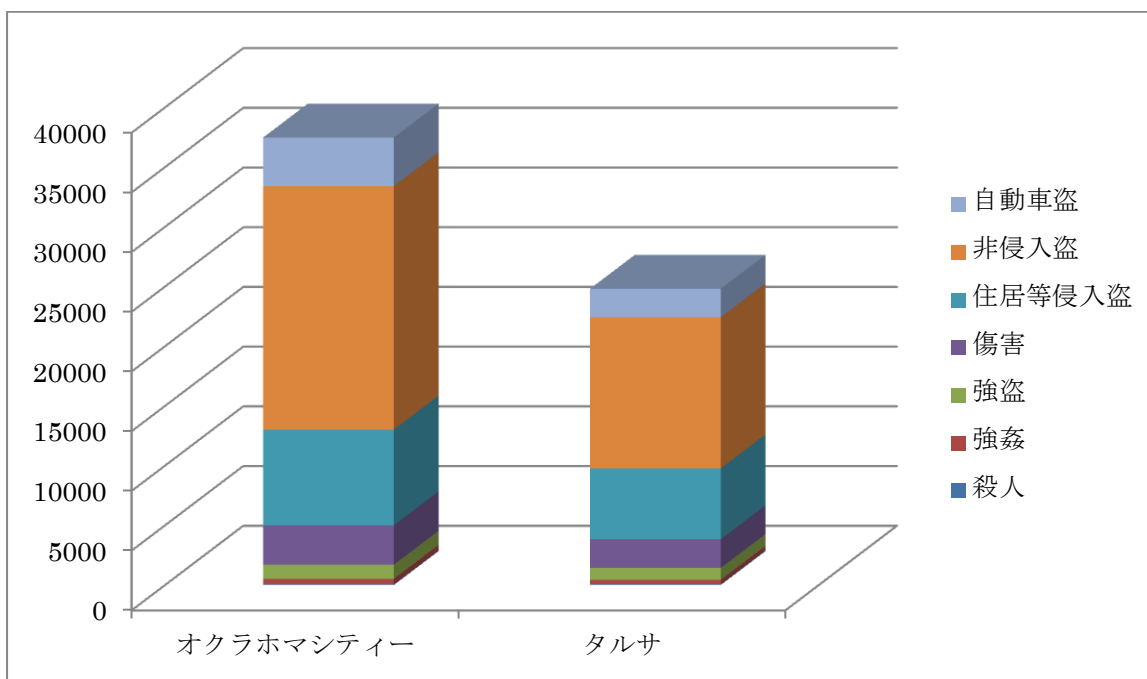
※出典:FBI Offense Known to Law Enforcement 2013 より。



オクラホマ州

	殺人	強姦	強盗	傷害	住居等侵入盗	非侵入盗	自動車盗	合計
オクラホマ シティー	62	450	1,191	3,295	8,016	20,387	4,076	37,477
タルサ	60	373	994	2,400	5,935	12,654	2,389	24,805
合計	122	823	2,185	5,794	13,951	33,041	6,465	62,282

※出典:FBI Offense Known to Law Enforcement 2013 より。



Ⅱ. 日頃の安全対策

1. 防犯の基本的な心構え

- (1)「自分と家族の安全は自分達で守る」との心構えが基本。
- (2)「予防」が最良の危機管理。悲観的に準備し、楽観的に行動。
- (3)現地での行動の三原則
 - ①目立たない
 - ②行動のパターン化を避ける(行動を予知されないこと)
 - ③用心を怠らない(慣れと油断は禁物)
- (4)当地の常識や生活習慣を尊重し、現地社会に早く溶け込むよう努める
- (5)情報収集(特に治安情報)の収集に努める。



2. 防犯対策について

(1) 住居に関する防犯対策(安全な住居の確保)

(ア) 住居の選定

住宅の選定では、地域の治安状況を確認する必要があります。なるべく多数の人から情報を収集するようにする。なお、一般的には、以下の様な所は避けた方が賢明といわれている。

- ①高速道路(または賊の逃げ道となる幹線道路)の出入口に近い家
- ②表通りから見えない家
- ③玄関周辺に樹木が生い茂り、賊が潜みやすい家
- ④夜間、周辺の照明が十分でない家

(イ) 住居の防犯

複数の鍵をかける事は、解鍵の手間がかかるので賊の侵入防止に有効です。入口以外(窓など)にも必ず鍵を掛けて下さい。外出の際だけではなく、在宅の際にも二重に鍵をかけ外来者を確認して鍵を開ける習慣をつけて下さい。

(2) 日常生活において

(ア) 近所付き合い

米国では日本のように手土産をもって引っ越しの挨拶に回る習慣はありませんが、機会あるごとに隣人と会話を交わし親しくなるように心掛けましょう。また、集合住宅の場合、夜間を含め緊急時の連絡方法を確認しておきましょう。

(イ) 電話

(a) 電話は、緊急の際、警察を呼ぶ手段となりますので、加入することをお勧めします。その際、電話会社

に電話番号の電話帳への不掲載を依頼することもできます。また、別途料金が必要ですが、電話会社の番号案内でも調べられないようにすることもできます。

- (b) 電話がかかってきたときは、相手が名乗る前に自分の番号や名前を教えないようにしましょう。また、親が在宅かどうか見知らぬ人が電話で尋ねてきたら、不在の場合でも、「家に居るが手が離せないの
で名前を残すように」と受け答えするよう、日頃から子供達にも教えておきましょう。
- (c) いたずら電話がかかってきた時は、何も言わずに直ちに電話を切りましょう。
- (d) 留守番電話をセットする時は、「日曜日の9時まで戻りません。」「20日まで不在です。」等、具体的な予定を明らかにするメッセージを録音しないようにしましょう。

(ウ) 訪問者

- (a) 訪問者があっても、直ぐには扉を開けず、覗き窓などから訪問者の身元、不審な同伴者はいないか、付近に不審者はいないかなど、良く確認します(予定された訪問であっても必ず確認しましょう)。
- (b) 電気・ガス・水道・電話などの修理・取り付け工事人などの場合も、ドアを開ける前に、窓越しに身分証明書の提示を求めて確認しましょう。
- (c) 身元を確認した後、まず安全チェーンをかけたまま細めに扉を開け、再度確認してから扉を開けます。なお、来訪者が見知らぬ人であったら、できる限りドアを閉めたままの状態、用件を済ませるようにしましょう。

(エ) 夜間外出時のとき

- (a) 夜間外出するときは、室内の明かりをつけておくなど、誰かが家にいるような印象を与える工夫をしましょう。
- (b) 夜間の一人歩きはしないようにしましょう。また、暗い場所は歩かないようにし、目的地までの移動は素早く行いましょう。
- (c) 街中では不審な人物がいらないか常に注意しましょう。背後の気配にも注意します。
- (d) 万一、強盗に襲われた場合は、身の安全を優先し、無理な抵抗はしないようにする。

(オ) 長期間家を留守にする場合

- (a) 近所の人に新聞、手紙類の収集を依頼するか、郵便局、新聞社にバケーションホールドを頼んでおき、留守宅であることがなるべく判らないようにしましょう。
- (b) 夜になったら自動的に電灯を点滅させるセンサーやタイマーが安く手に入りますので、利用されるのも良いでしょう。また、地域によっては、警察による特別巡回を依頼することができますので、所轄の警察に問い合わせして下さい。



(3) 車を使用する上での防犯

(ア) 運転前

- (a) 車は常に使用前に点検し、異常の有無や燃料の状態等を確認してください。治安に不安のある場所では給油は避けるようにしてください。(最近、当地では、タイヤ交換を狙って物盗り目的での銃発砲事件が散発しています。)
- (b) 自動車登録証、自動車保険証は常に車内に備えておきましょう。また、道路地図や緊急連絡先なども常備するよう心がけてください。

(c) 事故や急な故障に備えて、筆記具、発煙筒、非常停止板、懐中電灯、作業用手袋、バッテリー用ジャンプケーブルを積載しておくで安心です。

(イ) 運転中

(a) 治安に不安のある地域を通過する際は、ドアロックを確認し、窓を閉め、中央寄りの車線を通行するようにしましょう。

(b) 米国では日本に比べ、高速走行を原因とする交通事故の死亡率が高くなっています。速度の出すぎに気をつけ、また、必ずシートベルトを着用してください。

(c) 見知らぬ者に停止を求められても、絶対に応じないようにしましょう。また信号待ち等で停車中も周囲の状況を注意するようにしましょう。信号待ち中に窓が開いている車を狙う強盗もいます。

(d) 移動中、尾行されていると気付いたら目的地に直行せず、最寄りの警察署やショッピングセンター等に退避しましょう。退避場所がない場合には、クラクション等を鳴らし、周囲の人やパトカーの注意を引くことも重要です。

(ウ) 駐車の際

(a) 駐車場や自宅のガレージは、一番犯罪の起こりやすいところです。自宅のガレージは常に整頓し、賊が潜むような死角を作らないようにしましょう。また、自宅外で駐車する場合は、柱の陰、バンタイプの車の隣、外見上手入れの悪い車の隣は避けるようにし、人目の多いところに駐車しましょう。

(b) ほんの1、2分でも車を離れる場合はカギを抜き、施錠するよう心掛けて下さい。また、車にはできるだけ警報装置を備え付けましょう。車の盗難防止には、ハンドルを固定する補助錠の使用も有効です。

(c) 貴重品やカバン、コンピューター等は、車の中、特に外から見える場所には絶対に放置しないように心掛けて下さい。やむを得ず、車内に荷物を放置する際には、荷物をトランクにしまう等外から見えない位置に収納するようにしましょう。

(d) 車に乗るときは、周囲に人が潜んでいないか十分気を付け、車内の安全を確かめたらすぐ車内に入り、ドアをロックしましょう。

(エ) 飲酒運転

米国においても、飲酒運転に対しては厳しい罰則が適用されます。逮捕後に留置され、釈放後も指定された日時に裁判所に出頭し、審判を受けることとなります。判決次第では、運転免許の取消し・停止処分・罰金や社会奉仕活動が言い渡されることとなります。人身事故を起こせば、罰金刑以上の刑が言い渡されることもあります。飲酒運転は絶対に行わないでください。

(4) その他犯罪への防犯対策

(ア) スリ、置き引き等の被害を少なくするため、①多額の現金を持ち歩かない、②人前で現金を見せない、③バッグはファスナーや留め金を必ず閉めて、自分の方に向けて持つよう常に注意しましょう。また、ホテルのカウンター等で手続中にスリ被害に遭うことがあります。手続中も貴重品は手に持ち、足元の荷物は両足でしっかりはさむようにしましょう。



(イ) 路上強盗に遭わないためにも夜間の一人歩きを避け、危険な地域に近付かないことです。また、夜間人影のない駐車場も被害にあう確率の高い場所です。

(ウ) 誘拐・襲撃等の犯罪者は予め、セールスマン、電気・ガス・電話保安員等を装い、標的とする者について事前調査を行うことが多いので、見知らぬ訪問者やいたずら電話などが頻繁にある場合には警察に通報しましょう。また、通勤や買い物の際は、その経路や時間を変え、行動を把握されないよう注意しましょう。

(エ) 自宅や事務所には、アイカメラや二重扉など、設備面での安全対策を十分にとりましょう。また、自分や家族の行動・所在をむやみに他人に知らせないようにしましょう。差出人不明の郵便物、小包等は慎重に扱い、少しでも不審な点があれば警察に届けましょう。

(オ) 不必要な夜間の外出はできるだけ避け、外出する場合は帰宅時間を家族又は信頼できる友人に告げておきましょう。

3. 万一事件・事故に遭遇した場合

(1) 警察・消防・救急はすべて「911」

緊急時には「911」を回し(公衆電話ではコイン不要)オペレーターに緊急事態の場所と内容(警察・消防・救急の別)を告げます。緊急時以外は、「911」ではなく管轄の警察署に直接連絡しましょう。

(2) 犯罪被害に遭遇した場合

(ア) 銃や刃物を突き付けられた場合は、抵抗の姿勢を示さないようにしましょう。攻撃のそぶりを見せれば攻撃される可能性が高くなります。また、路上で強盗にあったとき、いきなり内ポケットに手を入れて財布を出そうとすると、相手にピストルを取り出す動作と誤解され、刺されたり撃たれたりすることがあります。むしろ、金のありかを指したり、目で教えたりすることで、相手に取らせる方が無難です。

(イ) ひったくり等の被害にあっても、むやみに犯人を追跡して取り戻そうとしない。付近に仲間がいる可能性があります。

(ウ) 被害に遭った場合は、必ず警察に届けましょう。もし、強盗・盗難等にあった場合は、盗難品がリストアップされている警察証明書を手入しておきます(盗難品が見つかったときや、保険の請求に必要になります)。また、クレジットカードやキャッシュカードを盗まれた場合は、クレジット会社や銀行に連絡して支払い停止の措置を行いましょう。



(3) 交通事故に遭遇した場合

(ア) 冷静に行動することを心がけてください。

(イ) 直ちに911に電話をかけて、警察に臨場や事故処理を依頼してください。負傷者がいる場合には、911に救急車の手配も要請してください

(ウ) 米国では事故を起こした場合、通常は車両を移動させず、警察官が来るのを待ちます。ただし、事故車両が交通の妨害になっている場合には、当事者同士が事故の場所を確認した上で、車を路肩側に移

動させます。この際、双方の車両の位置と車の衝突箇所に印をつけるか、写真撮影、スケッチ等をして、現場の再現ができる措置をとります。ガソリンが漏れている等の危険な状況であれば、車両を移動させず、当事者全員で遠くに避難します。

(エ)車のトランクを開け、事故者であることを他の車に分かるようにし、追突等の二次事故を防止してください。

(オ)相手の運転免許証を確認して、人定事項を記録してください。また相手の車両ナンバーの記録及び相手方の保険会社名、保険番号も記録してください。目撃者がいれば確保してください。



(カ)保険会社に電話し、手続きについて指示を受けてください。

(4)警察に呼び止められる等の状況が発生した場合。

(ア)運転中等に呼び止められた場合

(a)パトカーが後方からライトを点滅して近づいてきたときは、路肩に車両を寄せて停車し、車内でそのまま警察官が来るのを待ちます(警察官は、まず、車のナンバー等について警察署に報告等を行ってから出てくるため、数分から10分程度待つことがあります。)。自ら車外に出て近づけば、抵抗するものと誤解され銃を向けられることもあります。

(b)武器を所持していると誤解されないよう、両手はハンドルに置いたままにし、勝手にダッシュボードやカバンを開けたりしないようにしてください。

(c)警察官の指示に従い、質問に対して協力的に対応してください。

(イ)逮捕・連行されてしまった場合

(a)警察官はあなたが関与したと思われる事件に関する質問をする前に、あなたの権利(Miranda Right)を告げます。警察官の英語による説明がよく理解できない場合は、日本語の通訳を要請できます。

(b)調査のため所持品を没収された場合は、必ず控えを受け取ってください。

(c)親類や弁護士等への電話は一度だけ許可されますので、親類等に自分の置かれている状況を連絡してください。

(5)困った方は、総領事館領事班へ

思わぬ事態に遭遇し、お困りの方は、総領事館領事班へ御連絡ください。週末・休日を含め、緊急時のための24時間対応可能な電話システムを導入しています。

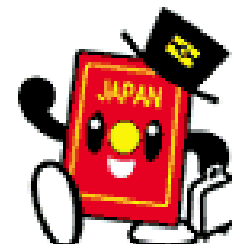
在ヒューストン日本国総領事館 領事班

電話:713-652-2977(代表)

【パスポートの盗難・紛失に合った場合】

1. 警察に届け、警察署による証明書(Police Report Fact Sheet)を入手します。もし、警察署による証明書を発行してもらえない場合は、総領事館にご連絡ください。

2. 総領事館でパスポートの新規発給の手続きをとります(紛失一般旅券等届出書を提出の上、一般旅券の新規発給申請を受けてください(パスポートの再取得には年末年始を除き原則として約1週間を要します。)。必要書類は以下のとおりです。



- | | |
|---|-----------------------|
| (1) 一般旅券発給申請書 | 1通(当館備え付け) |
| (2) 紛失一般旅券等届出書 | 1通(当館備え付け) |
| (3) 紛失・焼失届 | 1通(当館備え付け) |
| (4) 戸籍謄(抄)本 | 1通(6カ月以内に発行されたもの) |
| (5) 写真 | 2枚(サイズ縦4.5cm, 横3.5cm) |
| (6) 警察署による証明書 | 1通 |
| (7) 米国滞在資格が確認できる書類(米国査証, I-94, I-20, DS-2019, グリーンカード等) | |
| (8) 他国政府の発行した有効なパスポート又は出生証明書(重国籍者のみ) | |
| (9) パスポートのコピー, 有効な日本の免許証等身元確認資料(ある場合) | |

※早期に日本へ直接帰国する方には、パスポートに代わる「帰国のための渡航書」を発給しています。「帰国のための渡航書」は必要書類がそろっていれば、申請書の当日又は翌日以降に交付されます(帰国後に日本国内において新規パスポートの発給が必要です。)。なお、「帰国のための渡航書」を発給した時点で、旧パスポートは無効となります。発行後、パスポートが見つかったとしても、同パスポートは使用できませんのでご注意ください。

Ⅲ. メキシコ国境周辺都市の安全対策

1. 国境付近の特殊事情

(1) テキサス州とメキシコとの国境は総延長 1500km に及び、エルパソ、ラレド、マッカーレン等に日系企業が多く進出しています。特にこの地域のメキシコ側の都市(ホアレス、ヌエボ・ラレド、レイノサ)は、賃金、失業率、インフラなど米国と比べ大幅な格差が存在しますが、これらの都市では、米国が目と鼻の先にあるため、米国への密入国や麻薬等の密輸の舞台となっています。



(2) 米国への密入国者の殆どが着の身着のままやってくるため、密入国の前後の生活費のために犯罪を犯すケースもあります。また、以前から麻薬組織間の抗争及び治安当局の取締りに対する報復等の事件が頻繁に発生しています。

2. 犯罪防止のための留意事項

(1) 治安の良い国から悪い国へ通勤している駐在員の場合には、居住地を地元と意識しがちですが、地元意識を勤務地にも持ち、地元新聞、テレビ等で現地の犯罪事情に関する情報収集に努めましょう。「自分も犯罪被害者となりかねない」との意識を持つことが、被害防止上極めて重要であり、安全対策の出発点となります。企業や駐在員間で、日頃から連絡を密にし、情報を共有することも大いに役立つでしょう。

(2) また、勤務地の事情に関心を持つ人でも、長年安全な居住地から通勤していると治安情勢や社会事情に大きな格差があることへの認識が薄れがちです。豊かな居住地ではありふれた車でも、貧しい勤務地では高級車となります。こうした落差を常に認識して行動して下さい。

(3) 同地域の治安状況については、在メキシコ大使館のホームページでも情報が掲載されます。在ヒューストン総領事館のホームページと併せて確認してください。

IV. 大規模災害・テロ対策

1. ハリケーン

当地において大規模災害として予想される最も大きいものはハリケーンがあります。2008年のハリケーン・アイク以降、ハリケーンの直撃は受けていませんが、日頃から十分な準備を心がけてください。

(1)ハリケーンについての基礎知識

(ア)一般にハリケーンの約98%は6月から11月にかけて発生するため、この時期がハリケーン・シーズンと言われています。一般に8月と9月に到来可能性が最大ですが、残る2%が5月や12月に発生している点にも留意が必要です。毎年5月下旬から6月にかけてNOAA(National Oceanic and Atmospheric Administration:米国商務省国家海洋大気局)がその年のハリケーン予報を発表しますが、ハリケーン襲来の可能性の多寡に関わらず、予め備えを尽くしておく必要があります。一般に、海水温の低下するラニーニョ現象の年はハリケーン発生危険が高いと言われています。

(イ)ハリケーンは、Tropical Wave→Tropical Depression→Tropical Storm→Hurricaneの順に発達していきます。トロピカルストーム(熱帯性低気圧)とは風速39~73マイル/時の暴風雨をいい、風速74マイル/時(日本で言う風速33m)以上の暴風雨をハリケーンといいます。ハリケーンの規模と警報に関する用語は以下のとおりです。

(a)Hurricane.....風速が74マイル以上の暴風雨(5つのカテゴリーに分別)。

規模	風速
1	74~95mph(118~152km/h)
2	96~110mph(153~176km/h)
3	111~129mph(177~208km/h)
4	130~156mph(209~251km/h)
5	157mph~(252km/h~)



(ウ)警報

(a)	Tropical Storm Watch	Tropical Stormが48時間以内に沿岸部に上陸すると考えられる状況
(b)	Tropical Storm Warning	Tropical Stormが36時間以内に沿岸部に上陸すると考えられる状況
(c)	Hurricane Watch	48時間以内にハリケーンが沿岸部に上陸すると考えられる状況
(d)	Hurricane Warning	36時間以内にハリケーンが沿岸部に上陸すると考えられる状況。この警報が発せられると、指示に従い避難を準備、もしくは避難を開始。

(エ)市または郡(カウンティ)当局の出す①避難勧告(Voluntary Evacuation Order)には強制力がなく、②避難命令(Mandatory Evacuation Order)には強制力があります。「避難命令」が出された場合、市の警察、消防当局者も全て対象地域から退避したり、屋内にたてこもるため、それら当局者による救助、救援が期待できなくなることに注意が必要です。

(オ)日頃の対策としては、ヒューストン市緊急対策室のHPが有用です。また、ヒューストン市ではフェイス

ブックやツイッターを利用したリアルタイムでの情報伝達を行っている他、登録をするとメールで自然災害その他の警報等を配信する「AlertHouston」のサービスがあるので、事前に確認しておくことをお勧めします。

(2) 日頃の準備

- (ア) 総領事館に在留届が提出してあれば、大規模自然災害等の緊急事態発生時、在外公館が在留届の内容を基に皆さまに連絡を行い、各種情報の提供や皆さまの安否確認を行うことができます。また、在留届提出の際、Eメールアドレスを当館にお届けいただくと、当館から安全情報を含む各種情報の提供を行います。
- (イ) 家庭や職場などで、自然災害が発生した場合の集合場所(万一に備え第2候補等も決めておく)及び避難場所までのルートを予め決めておき、自然災害を想定した訓練の実施を行ってください。
- (ウ) 自宅付近の病院、警察、総領事館等の所在地、連絡先を予め確認してください。
- (エ) 緊急災害キットを準備してください。飲料水については、一人一日約1ガロン(約 3.8リットル)が目安。2週間分程度を用意する。また、食料品も同様に長持ちするものを、約2週間分用意する。また、懐中電灯(予備電池)、携帯ラジオ(予備電池)、ローソク、マッチ、救急医薬品、衛生用品などをいつでも取り出せる場所に保管してください。停電時に備え、携帯ガスコンロと燃料(2週間分)を用意する。
- (オ) 重要書類(パスポート、保険証書、出生・結婚証明書等)、クレジットカード及び現金(ATMが使用不能になる場合があるため)を直ぐ取り出せる場所に保管する(その際、防水性のある袋等に保管する)。
- (カ) 車のガソリンは常に3分の2以上入れておくことをお勧めします(緊急事態発生時にはガソリンが売り切れることがあります。)

(3) ハリケーンが近づいてきたら

- (ア) 沈着冷静な行動を心がけてください。
- (イ) ラジオ、テレビ、インターネット等から、情報入手に努めてください。
- (ウ) バスタブや使用していない入れ物を洗浄し、洗濯等の用途のために水道水をためておくようにしてください。また、外に置いてある、植木鉢やゴミ箱など暴風によって飛ばされる可能性のある物は、固定するか屋内に入れてください。
- (エ) 避難の指示が出された場合には、直ちに指示に従ってください。
- (オ) 進退の安全を第一に考えた行動を心がけてください。群衆心理に影響されいように注意してください。

(4) ハリケーン通過後及び洪水発生時の注意点

(ア)家の近くや行き先付近で電線が切断されていないかどうかを確認してください。感電死等の危険も考えられるので、水たまり、鉄製のフェンス等に注意を払ってください。

(イ)水があふれた時は、道路と水路との境目がわからない上に、普段慣れた道でも非常に崩れ易くなるので、運転及び通行には十分気をつけてください。車が水に閉じこめられた場合は、直ちに車を捨て、高所に避難してください。

(ウ)水たまりは非常に深くなっている可能性があるため、極力避けて通るよう気を付けてください。

(5)ハリケーン予報

ハリケーン予報は毎年5月下旬から6月にかけてNOAA(National Oceanic and Atmospheric Administration:米国商務省国家海洋大気局)が、その年のハリケーン予報を発表しています。その他、以下のサイトが有用です。

(ア)米国環境情報局(National Centers for Environmental Information)HP

緊急時の連絡先等に関するインフォメーションシート「NOAA Extreme Weather Information Sheets」(テキサス州版)が入手可能。

<http://www.ncddc.noaa.gov/activities/weather-ready-nation/newis/>

(イ)ヒューストン市緊急対策室(Mayor's Office of Emergency Management)HP

<http://www.houstonoem.net/> 同HP ではDisaster Preparedness Guides が入手できるほか、備蓄リスト、避難時のチェックリスト等ハリケーン対策に役立つ各種資料を参照できます。なお、同室ではフェイスブックのページとツイッターアカウントを開設しているほか、HP 上で「AlertHouston」への登録を行うと、ハリケーンはじめ、熱帯性低気圧、竜巻等を含めた警報がメールで自動的に配信されるサービスを行っています。

AlertHouston: <http://www.houstonoem.net/go/maillinglist/4027>

(ウ)ヒューストン市以外にお住まいの方は、お住まいの市または郡(カウんティ)の関連部署のHP をご参照いただき、どのような情報提供を行っているか確認されることをお勧めします。

【ハリケーン・アイクの状況】

- 2008年9月、ハリケーン・アイクがテキサスに襲来。ガルベストン、ハリス郡等に対し「避難命令(Mandatory Evacuation Order: 強制的)」が発出されました。アイクは13日にガルベストンに上陸。ハリケーン通過に際し、同市市長が、“住民には現在いる場所に留ってもらいたい、戻ってはならない、同市は現在住める状況にない(We want our citizens to stay where they are. Do not come back. You cannot live here at this time)”旨の発言を行ったほど壊滅的な被害を受けました。
- ヒューストンでもアイクにより、高潮の被害が出るとともに、広域に2週間にわたる停電、断水が発生しました。スーパーマーケット、ガソリンスタンドは閉店。道路に倒木、冠水地域が生じ、交通に支障がありました。当時の報道では、全く居住不可となった住宅6,700棟、要退去家屋18,700旨等の被害が出ました。
- 総領事館も事務所ビルの窓ガラスが多数破損。ダウンタウン地域でも破損した窓ガラス破片等の路上へ

の飛散があり、一時的にアクセス困難となりました。また、同市では、アイク上陸の翌日(14日)から1週間、全市に対し、午後9時から朝6時の間、外出禁止令が出されました。

2. トルネード

特にオクラホマ州は、2013年5月20日に発生した巨大トルネードを始めトルネードの多発地帯と言われており、ハリケーンと併せ日頃から十分な準備を心がけてください。

(1)トルネードについての基礎知識

(ア)トルネードの種類

米国では、竜巻は陸上竜巻(トルネード:tornado)、空中竜巻(ファネル・アロフト:funnel aloft)、水上竜巻(ウォーター・スパウト:waterspout)の三つに分類されています。空中竜巻とは、地表面に接しないものを指します。

(イ)主な発生の条件と現象

- (a) 空気の下層と上層の間の温度差が大ききことに加え、空気の擾乱が激しい場合に竜巻が発生しやすいです。たとえば、ハリケーンの到来時や山の斜面や、沿岸部や地表の近接地点で温度差が生じる場合があげられます(暖かな砂地の近くに冷気を帯びた牧草地がある場合など)。
- (b) トルネードの現象としては、(i)押しかかってくるような黒い雲の大きな塊が生じる、(ii)初期の段階では雨は降らず日照が見られることもある、(iii)突然に風が強くなり、遠方に雷が生じることもある、(iv)周囲の木の葉やごみが突然激しく旋回し始めるなどです。渦巻きの直径は100~150メートルと様々であり、渦巻きの風速は100メートル/秒を超え、移動距離は数百メートルから数百キロメートルに及ぶことがあります。
- (c) 米国の竜巻は、南西から北東に向け移動することが多く、不連続線(前線など、気温、風向き、風速などの気象要素の一部が急激に変化している面(不連続面)と地表面との交線。)に沿って進む傾向があります。また、積乱雲の境目に沿って進む傾向があります。

(ウ)トルネードの起きる時間帯及び季節

米国南部は3~5月に至る時期に発生しやすく、発生時間帯の一般的な傾向としては、午後3~9時の間に起きやすいと言われています。

(2)警報

(a)	Tornado Watch	トルネードが地域に発生する可能性がある。
(b)	Tornado Warning	トルネードが気象レーダーで確認された。
(c)	Severe Thunder Watch	雷雨発生の可能性がある。
(d)	Severe Thunder Warning	雷雨が発生中

(3)避難の仕方

(ア)建物の中にいる場合

避難用の地下室に入り込めばほぼ安全である。避難用の地下室がない場合は、家の中心部など建物の中で構造的に強いところ(柱の本数が多いトイレや建物の角)を選んで身を置き、竜巻の通過を待つ

ださい。構造上、丈夫な家具があれば、その側に身を置くことも一案です。窓の側は危険です。窓は必ず閉めてください。

(イ) 自動車を運転中の場合

自動車の中にとどまることは危険です。自動車から出て地面のくぼみ(地表面より低い場所)を探し、身を伏せ、竜巻の通過を待つようにしてください。陸橋の下は風が集中し強まることがあるので避けてください。

(ウ) 屋外にいる場合

直ちに頑丈な建物内に避難してください。その暇がない場合には、道路より低いくぼみを探し、身を伏せ、竜巻の通過を待つようにしてください。川や池など水面の近辺や山や丘など高低差のある地形には近づかないようにしてください。

(4) トルネード予報

(ア) トルネードはハリケーンと異なり、局地的に発生し、通常、数分から数十分で終了します(極めて希に1時間以上にわたって続くものもあります。)。トルネードが発生する場合、テレビやラジオで警報が出されるので注意を払ってください。

(イ) トルネードの発生見込み地域やその規模はある程度予測可能といわれていますが、竜巻の具体的な発生場所や進路は、直前でしか分かりません。

(ウ) 電器店で購入可能な「ウェザー・ラジオ」(30ドルから50ドル程度)を備え、常時、スイッチを入れておくと、竜巻の警報発生時にラジオから警報が鳴ります。家庭やオフィスに常備しておくことをお勧めします。

3. テロ対策

(1) 情勢と脅威度

(ア) 2001年9月11日に発生した同時多発テロ事件や2013年4月のボストンマラソン爆弾テロ事件を受けて、米国はテロへの警戒を一層強化しています。2015年1月にはシリアにおいて邦人が拘束、殺害される事件が発生し、イスラム過激組織のISILを名乗る人物が、日本人に危害を加える可能性についても言及しています。昨今の世界各地でのテロの多発等を踏まえれば、在留邦人の方々がテロを含む様々な事件に巻き込まれる危険がないとは言えません。日頃から必要な緊張感を持ち、用心し、生活することが重要です。ただし、必要以上にテロに対し敏感にならず、根拠のない噂に惑わされないようにしましょう。

(イ) 米国においては、安全に対する脅威度が5つの色で表示されます。脅威度の低い方から高い方へ、緑色(低)、青色(注意)、黄色(増大)、橙色(高)、赤色(危険)というように表示され、2015年3月現在、米国全体に関しては黄色レベルとなっています。最新の脅威度については、米国政府のテロ・アラートのサイト(<http://www.terror-alert.com>)でご確認ください。



(2)テロに遭遇しないための留意点

- (ア)テロの対象となる恐れのある施設付近にはできる限り近づかないようにし、大勢の人が集まる場所では周囲の状況に注意を払うようにしてください。空港はしばしばテロリストの襲撃のターゲットになっていることを念頭においてください。
- (イ)来訪者を装った不審者に事務所や車に爆弾を設置されないよう、①社員用と来訪者用の入口や駐車場を区別する、②爆弾が仕掛けられた車に事務所を爆破されないよう、来訪者の駐車場は事務所から離れた場所に設置する。
- (ウ)監視員を配置したり、カメラを設置して、不審人物の出入りを規制する。
- (エ)社内外の死角をなくし、整理整頓することによって、爆弾の早期発見を心がける。社員全員が不審物(放置荷物、手紙、小包等)に対し、普段から注意する。

(2)万一、テロが発生した場合

- (ア)普段事務所等がないものがある場合は、物品に触ることなく、速やかに容疑物件から遠ざかり、警察等に通報する。
- (イ)万一の避難経路確保のため、ドアや窓は開けたままにして逃げる。私物を残してしまった場合でも、危険なので取りに行かない。
- (ウ)身近で爆弾事件が発生した場合、すぐその場に伏せる。第一の爆弾をおとりとして、第二の爆発が起きる可能性があるため、爆発現場から遠ざかる。

4. オンライン安否照会システム

(1)「オンライン安否照会システム」とは、海外で大規模な災害・事件が発生して邦人が多数巻き込まれる可能性がある場合に、外務省の海外安全ホームページ上で安否照会を本邦及び海外の照会者が依頼できるシステムです。



↑「安否照会システム」は、外務省の海外安全 HP (<http://www.anzen.mofa.go.jp>) で上記のアイコンからご利用ください。

(2)照会者(被照会者の親族の方:二等親以内)は、受付の際に与えられる受付番号とパスワードにより、外務省や在外公館が実施する安否確認の結果や情報を同ホームページで確認することができます。

(3)本システムは、大規模な緊急事態が発生した際にのみ外務省の海外安全ホームページ上に立ち上げられ、利用が可能となります。操作方法は、①災害・事件・事故の選択、②受付番号・パスワードの取得、③ログイン、④被災者情報の入力、⑤被災者情報の確認となります。同システムのガイドに従って、操作してください。

(4)なお、本システムは、平時はホームページ上に利用案内のみが掲載されています。災害・事故が比較的小規模な場合の安否照会は海外邦人安全課(誘拐・テロの場合は邦人テロ対策室)で受け付けます。本システムは、災害・事件の発生から1カ月を経過した時期を目処に閉鎖することになります。引き続き、安否確認が必要な場合は、海外邦人安全課等が直接の窓口となります。

※同システムの開始にともない、これまでご案内してきました「全米・カナダ邦人安否確認システム」につきましては、2012年3月末日をもって終了しています。

V. その他生活習慣による注意事項

生活習慣上の各種行為について、一部では日米における受け取られ方に大きな差があります。日本人の感覚では些細な行為であっても、米国では逮捕され、裁判になったり、思いがけなく、大きな処罰を受けた例があり、日米間の習慣・法制の違いを知っておく必要があります。

1. 家庭内暴力(DV)

家庭内暴力(家庭における配偶者や子供に対する暴力)については、米国では日本とは比較にならないほど厳しい施策がとられています。これら家庭内暴力事案を見聞きした者は、警察当局への通報を義務付けられており、通報を受け、駆けつけた警察は、例え夫婦喧嘩や親子喧嘩であったとしても、当事者双方の意思とは関係なく、当事者の一方を逮捕・拘留する場合があります。不用意に隣近所に聞こえるような大声を上げたり、騒いだりすると思わぬ結果を招きかねないので注意しましょう。

2. 親と子の関係

(1)入浴

米国において入浴は、プライバシーが強く保たれるべき行為であり、例え親子であっても一緒に入浴することは、非常識な行為と見られ、時には子どもに対する性的虐待とみなされますので注意しましょう。

(2)子どもだけによる留守番等

当地では、15歳未満の子供を意図的に、不当に危険な場所や状況に置き去りにした場合、刑法上の罪の対象となります。子どもだけに留守番をさせたり、駐車中の車に子どもを残したりすることは、状況によって児童虐待としてみなされる場合があります。公的行事等に際し、夫妻で出席を求められた場合は、アルバイトの留守番兼ベビーシッターを雇うなどの措置を講じる必要がありますのでご留意ください。

(3)しつけと児童虐待

子どもに対する体罰については、米国人内でも見方が多様ですが、児童の身体に痕跡が残る、親が感情的になり自己コントロールを失っている場合など、また児童の年齢に不相应な体罰は児童虐待とみなされ、親は逮捕され裁判となります。時には子どもが隔離保護を受け、家族と引き離される場合もあります。公衆の面前で子どもに対し大声を出すなど、過度ととらえられるような叱り方をしないよう注意しましょう。

(4)親権の問題

近年、国際結婚が増えていますが、父母のいずれもが親権を持つ親であっても、一方の親権者の同意を得ずに子の居所を移動させること(親が日本に帰国する際に子を同伴する場合を含みます。)は、子を誘拐する行為として米国の国内法では重大な犯罪(実子誘拐罪)とされています。

また、日本について2014年4月1日に発効したハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)は、16歳未満の子が、監護権を侵害する形で、ハーグ条約の締約国に連れ去られた場合、条約が適用され、原則として子が元々居住していた国に返還されることとなっています。国際結婚した場合、その間に生まれた子を日本に連れて帰る際には、こうした事情にも注意しましょう。

何かあったらこちらまで！

- 米国の警察・救急・消防** 電話：911（英語のみ）
- 在ヒューストン日本国総領事館** (Consulate-General of Japan at Houston)
909 Fannin Street, Suite 3000, Houston TX, 77010
電話：713-652-2977 (代表)
FAX: 713-651-7822
HP: <http://www.houston.us.emb-japan.go.jp>
- 外務省海外邦人安全課**
〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1
電話：03-5580-3311（代表）